

令和4年6月30日
海事局内航課

「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」の策定について

令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船の利用者が、事業者の安全に関する取組状況を把握し、安心して事業者を選択できる環境の整備が求められています。国土交通省では、知床遊覧船事故対策検討委員会での検討結果を踏まえ、小型旅客船の事業者が提供する情報の内容・提供方法等をまとめた「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」を策定しました。

【指針の対象事業者】

限定沿海以遠を航行する小型船舶を使用した旅客不定期航路(遊覧船)事業者
(その他の旅客船事業者についても、情報提供の推奨を行う。)

【指針の概要】

安全に係る情報の提供を推奨する事項として、インターネット等で提供する事項、船内における表示・アナウンス事項を記載例とともにまとめました。

【添付資料】

「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」

【お問い合わせ先】

国土交通省海事局内航課 吉野、仲川
電話：03-5253-8111（内線 43452、43454）直通：03-5253-8625
FAX：03-5253-1643

「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」

趣旨

令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を契機に、小型旅客船事業者の安全情報に関して、事前に利用者が知ることのできる環境整備が求められる中、有識者で構成する「知床遊覧船事故対策検討委員会」において、安全情報の提供に関する具体策の検討が行われました。

この検討結果を踏まえ、事業者の安全に関する取り組みに係る情報を事業者HP、営業所等で提供することにより、利用者が安心して事業者を選択できる環境整備を早急に図れるよう、提供する情報の具体的な内容・提供方法の目安となる指針を策定しました。事業者においては、積極的な安全情報の提供をお願いします。

指針の対象事業者

- 限定沿海以遠を航行する小型船舶を使用した旅客不定期航路(遊覧船)事業者。
その他の旅客船事業者についても、情報提供の推奨を行う。

安全に係る情報の提供を推奨する事項

1. インターネット等で提供する事項

(自社HPに掲載。自社HPがない場合、ターミナル・営業所・待合室等で掲示ください。また、SNSの活用も可。)

① 安全に係る設備(救命設備、無線設備等)

(記載例)船舶毎の最大定員数分の救命設備、陸上との間で常時通信できる無線設備等について記載ください。

○救命設備

- ・救命胴衣:大人用○着、こども用○着
- ・救命浮輪/救命浮環:○個
- ・救命いかだ/救命浮器:○名用○艇

等

○無線設備

- ・衛星電話/無線電話/携帯電話の別

※携帯電話の場合は、通信事業者のエリアマップ等による通信可能範囲の表示

② 緊急時の通信手段

(記載例)緊急時、海上保安庁や他船とも連絡が取れる無線機器や現在地を知らせる機器について記載ください。

- ・衛星電話/無線電話/携帯電話の別
- ・上記のほか、搭載設備があれば記載

③ 船舶検査の受検状況

(記載例)直近受検した受検年月について記載ください。

- ・直近受検した船舶検査の受検年月

④ 損害賠償保険に関する内容

(記載例)加入している船客傷害賠償保険賠償限度額、契約期間等について記載ください。

- ・船客傷害賠償保険賠償限度額:一人あたり〇〇〇〇万円
 - ・契約期間:〇年〇月〇日~〇年〇月〇日
- 等

⑤ 上記①~④の他、安全性向上に向けた自主的な取組

(記載例:自由記載項目)同一エリアの他事業者との連絡体制、船舶整備状況等

- ・同一エリアの事業者〇社と非常時の連絡体制を構築
 - ・自主的な船舶点検、整備を毎月実施
 - ・避難訓練、誘導訓練を毎年実施
- 等

2. 船内における表示・アナウンス事項 ※ターミナル・営業所・待合室等で掲示でも可

① 運航可との判断に至った情報

② 気象・海象による運航中止の基準

③ 緊急時の対応等(当該船舶に搭載している救命設備・避難に関する説明等)

(アナウンス例)本日はご乗船ありがとうございます。本日の気象・海象情報を〇〇〇で、確認、当社の運航基準の範囲(必要に応じ、風速・波高・視程等に言及)であることを確認をして当便を運航しております。なお、緊急時の対応については、船内掲示をご確認ください。

上記①~③のほか、必要に応じた事項

- 救命具の設置場所・扱い方
- 航路特有の説明

【参考】自社の取組み等を積極的にHPIにおいて事例紹介(第3回検討会資料、一部再掲)

堂ヶ島マリン (静岡県)

安全方針

私は「関係法令等を遵守し安全最優先の旅客輸送サービスを提供し続ける」事を理念とし、下記の安全方針を定める。

1. 当社は、関係法令等を遵守し、安全最優先の旅客輸送を提供するため、事故等の発生を撲滅することを目指し、お客様の信頼に応える。
2. 安全に関する要求事項を満たすこと及び安全管理体制の継続的改善の実行を約束する。
3. 毎年、安全重点施策を設定し、実行し、チェックし、処理する。また、見直しの枠組みを定め維持する。
4. この方針は、ポスターとして各部門に掲示し、理解させ、実施する。
5. 安全重点施策は、適切性及び有効性について毎年4月に見直しを実施する。

令和4年4月1日
代表取締役社長 嶋島東吾

令和4年度 安全重点施策

- (1)津波による災害に重点を置き津波訓練により災害ゼロにする。
 - ・地震直後直ちに行動できる状態にする為、津波訓練マニュアルを手元に置き避難のイメージトレーニングをする。
 - ・地震直後直ちに行動できる状態にする為、津波訓練を実施する。注意すべき事項の周知徹底を図ること。
- (2)感染症対策を徹底的に行い感染症の発生をゼロにする。
 - ・感染症マニュアルを作成しそれを基本に実施する。
- (3)旅客等へ安心安全な運航を提供する為情報共有を大切に事故等の発生をゼロにする。
 - ・船員間で円滑なコミュニケーションを取り合う事により、旅客等へ安心安全な運航を提供する事が可能であることを常に考えて、強固なチームワークにより情報を共有する。
- (4)旅客等に遵守事項を確実に周知し旅客等の負傷者発生をゼロにする。
 - ・運航管理者、陸上勤務者は、陸上において、法令及び運送約款に定める旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図ること。
 - ・船長は、船内において、法令及び運送約款に定める旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図ること。
- (5)救命胴衣の着用により命を守る。
 - ・救命胴衣の着用により海中転落時の命を守るため乗船客の着用を徹底する。
- (6)飲酒による事故の発生をゼロにする。
 - ・アルコール検知器を用いてアルコール検査体制を構築する。(以前から運用しているが安全確保の観点から強化する)

浜名湖遊覧船 (静岡県)

はじめに

浜名湖遊覧船の乗組員は、日常の事故予防措置と非常時の救命対応訓練を最重要項目としています。法定点検のほか自主的に安全環境を整備する安全管理規定の遵守を徹底する安全管理体制がマスコミに注目されました。



安全管理規程

- ・浜名湖遊覧船は、定期航路を運航する定期便を基本としています。航路(起点・終点・寄港地・相互間距離・航行経路・標準運行時刻・速力基準など)を明確に定め、すべて国土交通省の許可申請で営業許可を得た内容となります。すなわち、事前に決められた安全で安定した航路以外は運航いたしません。
- ・浜名湖遊覧船では、所有船舶および付随する業務を含めた「安全管理規程」を定め、経営者が安全最優先意識の徹底を図り、安全統括管理者および運航管理者を中心に、すべての従業員が確実に遵守しています。
- ・事故を起こさないために、日々の運航に必要な情報の収集と得られた情報により判断できるような、事故につながる要因を「内的要因」と「外的要因」に区別して安全管理しています。

内的要因の管理基準

- ・「内的要因」には、船体部(船殻・舷側・舷柱・甲板・客室・掲示物)・操舵設備(操舵機・舵)・救命設備(救命浮環・救命浮器・救命胴衣)・消防設備(消火器・バケツ)・航海用具(船灯類・信号灯・汽笛・コンパス・放送装置)・係船用具(錨・索具類)・機関部(主機関・F Oタンク・発電機・配電盤・ポンプ類)・健康状態(アルコール検査)などが含まれます。
- ・この「内部要因」となる項目を、毎日第一便の前に必ず点検を実施します。その内容を「点検カード」に記録として残しており、もしひとつでも不足があった場合はその船舶は使用しない規定になっています。

外的要因の管理基準

- ・運航の可否判断も規定に定められており、その中でも「外的要因」とされる気象や海象などの条件を確認して「航海日誌」に記録を残します。
- ・特に「**運航中止基準**」により、浜名湖内全港が下記に掲げる条件に「ひとつでも達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない」と規定しています。

風速：大型船16m/s 小型船12m/s以上
波高：1m以上
視程：300m以下

運航基準を抜粋した記載事例

- ・急激な豪雨や突風が起ることによる事故誘発を避けるために、**毎日3回の定点観測を実施**して気象や海象の変化に対応します。

事故発生に備えて

- ・事故発生時の通報は、船長が事故の状況を運航管理者に連絡し、判明したもから速時追報することでインシデントの影響を最小限に留めます。
- ・また、海難訓練を年一回実施することで非常時の救命誘導に備えています。

自主的な取組記載事例

シークルーズ (熊本県)

安全方針

1. 基本方針

私たち株式会社シークルーズは「安全運航」を使命と考え、一人ひとりが知識・技能を身につけ、役割と責任を自覚し、安全を確保することを目指します。

2. 安全方針

- ①安全を最優先する企業風土、組織の構築を目指します。
- ②関係法令、安全管理規定をよく理解・遵守し、忠実に職務を遂行します。
- ③日々、安全性の向上を目指し自己研鑽をします。
- ④安全管理体制を確立し、組織内のスムーズな情報共有を行います。
- ⑤事故、災害が発生したときは人命救助を最優先に心がけ、速やかに適切に行動します。
- ⑥船長、乗組員、陸上スタッフ等業務に関わる全ての要員に対して必要な教育、訓練を実施して資質の向上に努めます。
- ⑦「ヒヤリ、ハット」したことを積極的に報告し、社内全員が情報を共有して重大な事故を未然に防ぐよう努めます。
- ⑧飲酒運転の撲滅、禁煙の促進、栄養のバランスを整えた食生活の実施、十分な睡眠の確保等を行い、船長・乗組員としての自覚をもって健康管理に努めます。



保険制度 (船客傷害賠償責任保険制度について)

船客傷害賠償責任保険に加入済
国土交通省から旅客運送業に義務付けである船客傷害賠償責任保険に当社の全クルーザーが加入をしております。
また、一人当たり最大3000~5000万円保障の保険が業界の平均なのですが当社はイルカウォッチング業界最高の6000万~1億円の保険に加入しております。

損害賠償保険記載事例

国土交通省の認可 (海上運送法の遵守)

国土交通省の認可を取得済み(九州非3054号)
国土交通省より海上運送法の基準を満たしたことによる認可を頂いております。当社は天草のイルカウォッチング業界で唯一、海の法律の専門家「海事代理士」が社内に所属しており、日々最新の海事法令の基準を満たすよう努力しております。

船舶メンテナンスの充実

自主的な取組 メンテナンス記載事例
自社整備工場完備及び整備スタッフが常駐
当社はマリナーを運営していますので整備工場を完備しており、プロの整備スタッフが、日クルーザーの不具合が無いかチェックをしています。エンジンの状態の良さは絶対の自信を持っております。

自主的な取組 教育訓練記載事例

船長教育の実施、訓練

朝礼時のアルコールチェック及び健康チェックの実施
船長は出勤後、朝礼時にアルコール検知器具を使用し、他の社員の立ち合いの元アルコールチェックを行っています。また、併せて健康状態の確認も行っています。また、会社をあげて禁煙の推進等の健康増進を図っています。

救命救急講習の受講及び海事知識の教育の実施

クルージング事業部に所属する船長及びガイドに普通救命講習の受講を行っております。また、当社はボート免許事業部もありますので海上交通法規及び運航知識の教育を日々行っています。

高いレベルの船舶安全性

クルージングには旅客船のみを使用
当社のクルージングには漁船は一切使わず、安全性の高い旅客船(クルーザー)のみを使用しております。製造当初の使用目的が漁である漁船に比べ、人を乗せることを製造時の目的としている旅客船は座席の充実やプルワークの高さ、デッキの広さなどより高い安全基準を満たしています。



富士汽船 (山梨県)

お知らせ 安全への取り組みについて

お客様に安全で快適な遊覧を提供すべく、次の取り組みを行っております。

【安全方針・安全重点施策の設定】

○安全方針

1. 安全は全てに優先する
2. 法令及び諸規則の順守
3. 常に安全の維持・向上
4. 自ら考える組織
5. 顧客を意識した事業活動

○安全重点施策

1. 旅客負傷事故ゼロの継続
2. 設備事故ゼロの継続
3. 各種マニュアルの規定見直し及び更新
4. 基本動作の励行
5. 定期的な安全研修への参加(安全統括管理者、運航管理者)
6. ヒヤリハット・現場の声・顧客の声を収集して分析する仕組みの定着化



【運航基準の設定】

運航基準として、以下の基準を超えた場合は、運航を中止しております。

- ・風速 15m/h 以上
- ・波 0.5m 以上
- ・視界 300m 以上先が見えない

※また、船長が危険と判断した場合、この基準に達していなくても運航を中止する場合があります。

【安全設備の設置】

○白鳥の湖号 (定員180名)

- ・救命いかだ 22名用：10艘(そう)
- ・救命胴衣 大人用23着、小人用：5着
- ・救命浮輪 4個

○わかふじ号 (定員80名)

- ・救命胴衣 82着
- ・救命浮輪 2個

安全に係る設備記載事例



【訓練の実施】

自主的な取組 教育訓練記載事例
水難、災害に対する訓練を毎年実施しております。

皆さまへ安全で快適な運航を提供する富士汽船を今後ともなにとぞよろしくお願いいたします。

次面に続く ➡

お船の安全運航について

日々、安全第一で運航しております。

緊急時の通信手段記載事例

みなさまのお越しをお待ちしております

船の説明

- 大沼・小沼湖は穏やか
60年以上事故なし
毎朝航路確認済み
毎年救助訓練実施
運航停止条件あり

日々安全運航につとめております

ONUMAYUSEN

船の知識

- 前方・後方や窓脱出可能
救命設備・胴衣や浮環
消火器船前方にあり
本社と無線にて連絡
高速ポート救助体制

安心して乗船下さい

ONUMAYUSEN

自主的な取組 無事故記載事例

自主的な取組 救助体制記載事例

運航中止条件

【発航・航行・着航】

Table with 5 columns: 気象, 水象, 風速, 波高, 視程. Rows include 発航地点, 航行地点, 付近, 15m/s以上, 1m以上, 300m以下.

弊社の安全への取り組みについて

毎年恒例の海上保安庁によるゴールデンウィーク前安全総点検が2022年4月26日実施されました。関係書類や船体・救命胴衣の確認などチェックしていただき、全て不備なく合格をいただきました。

【安全の取り組み実施内容】

運航の判断について

船長は適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるときは達する恐れがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件については、以下に定めるところによる

Table with 4 columns: 気象・海象, 風速, 波高, 視程. Rows include 網代港内, 航行中, 8 m/s以上, 0.8m以上, 500m以下, 13 m/s以上, 1 m以上, 500m以下.

運航前点検について

- アルコールチェッカーによる呼気確認を始業前と業務終了後に行い、記録簿に記入する
運航開始前に船体及び機関の点検を行い、記録簿に記入する

安全に係る設備記載事例

救命設備について

- 最大搭載人員97人に対し、救命胴衣大人用97着・小人用10着を搭載、加え救命筏定員22名を4艇・定員12名を1艇（100名分）を搭載
救命胴衣の着用方法を船内前方及び後方の壁に掲示、船内アナウンスも有り
その他注意事項は船長より船内アナウンス有り

通信設備について

- 海上特殊無線を備えており、出航・折り返し・入港の連絡に加え海況気象の情報、浮遊物や危険箇所の共有、海上保安庁との非常時連絡網の備え完備

その他の点検、安全監査について

- 年間1回以上の中国運輸局及び海上保安庁の安全監査の実施
夏季安全総点検、年末年始の安全総点検の実施と中国運輸局への報告
シーズン前の安全衛生チェックリスト（WIB）の実施

- 小型船舶機構による毎年の中間検査と5年に1回の定期検査の実施（毎年、車という車検を受けているようなことです）
弊社は中国運輸局の認可事業社であり、関係法令及び社内規定を遵守し安全最優先の原則のもと運営しております

船舶検査の受検状況記載事例

丹後海陸交通（京都府）

自主的な取組 船舶整備・内部監査等記載事例

航路事業

安全報告書 <2021>



丹後海陸交通株式会社 安全報告書(2021) (航路事業)

平素は天橋立観光船・伊根湾めぐり遊覧船をご利用いただき誠にありがとうございます。従前より当社では、経営トップをはじめ全従業員が輸送の安全の重視し、安全最優先の取り組みを行ってまいりました。

本報告書は、運輸安全管理体制に基づき、輸送の安全確保のみや安全の実態について、自ら振り返るとともに、広くご理解いただくものです。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、天橋立観光船・伊根船の営業休止を余儀なくされ、また、投資などの各種計画にも多大な影響を被りました。

今後も当面厳しい状況が続くことが予想されますが、この様な中でも、安心して旅客船をご利用いただけるよう、まずは従業員が明るく、気持ちよく働き、2021年度の全社スローガンを「安全・安心・快適」の3つにいたしました。

また、引続き全社一丸となって事故を起こさないこと、コンプライアンス、お客様サービスの向上を図ること、安全をテーマとして取り組み、安心して笑顔でご利用いただけるよう、常に「安全・安心・快適」の3つを大切にいたします。

なお、毎月開催の安全推進会議を通じて、感染防止拡大や更なる安全化PDCAサイクルを活用した改善活動に取り組むとともに、指導・教育員への安全意識の徹底を図っております。

丹後海陸交通 代表取締役社長

- 1. 輸送の安全に関する基本的な方針
(1) 「一致協力による安全確保」
(2) 「全社一致協力して輸送の安全確保に努める。」
(3) 「規程の遵守」
(4) 「状況の理解」
(5) 「確認の励行」
(6) 「人命優先」
(7) 「情報の透明性」

(7) 「改善」

常に問題意識を持ち、輸送の安全にかかる業務上の改善を行う。

2. 2020年度事故概要

海上運送事故 0件

3. 2020年度輸送の安全に関する取り組み

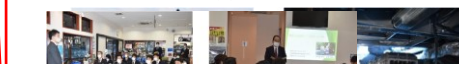
- (1) 安全推進会議の開催
(2) 内部監査員による内部監査の実施
(3) 官公庁による監査・点検等

(2) 乗組員研修会等への参加

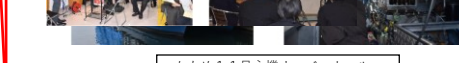
2回 計4人
船長および乗組員の知識、技術の向上を図るため、日本旅客船協会お船員災害防止協会が主催する研修会等へ積極的に参加しました。

(5) 安全投資

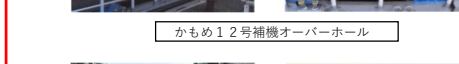
各船を定期的に上桟し、船体・船底等の点検・整備を計画に基づき実施しました。



かもめ11号主機オーバーホール



かもめ12号補機オーバーホール



天橋立棧橋安全整備(係船柱・足場板) 日出駅駐車場整備

(6) その他の輸送の安全に関する主な取り組み

- ① 社長巡視・視察 8回
② 安全統括管理者職場視察・視察 11回
③ 飲酒運転防止委員会の開催 3回
④ コンプライアンス教育 2回
⑤ 非常時情報伝達訓練 5回
⑥ 運輸安全管理教育 1回

(7) 新型コロナウイルス感染防止対策

- ① 船内、施設内のアルコール消毒および換気徹底
② 全従業員の出社前の検温および健康状態確認
③ 手洗い、うがい、手指消毒、マスクの着用徹底

4. 2021年度輸送の安全に関する目標

- 【定量的な目標】
衝突事故 衝突事故を発生させない。(前年度発生 0件)
乗下船時事故 乗下船時事故を発生させない。(前年度発生 0件)
機関故障 機関故障を発生させない。(前年度発生 0件)
【定性的な目標】
ヒヤリハット報告の内容を分析し、常により安全な取扱い方法を採用するとともに、情報の共有を進めます。

(3) 内部監査員による輸送の安全に関する改善

- 内部監査員より、「安全方針・目標・計画」の取り組み状況を定期的にチェックし、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みます。

(4) 教育・研修の充実

- ① 全社員研修の実施(安全管理教育)
② 旅客船協会主催の乗組員研修会へ参加する他、運航管理者および運航管理補助者の指導・教育として他部門(バス・鉄道等)の研修へ参加

③ 関係機関(海上保安署、警察署、消防署)と連携し、緊急時対応訓練等

旅客船の事故を想定した合同訓練の実施

(5) 安全投資

全ての旅客船および快速艇を毎年定期的に上桟し、船体・船底等の点検を実施するとともに、定期的に施設・設備、桟橋の点検・整備を実施します。

(6) 新型コロナウイルス感染防止対策

- 船内、施設内のアルコール消毒および換気徹底
全従業員出社前の検温および健康状態確認
手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用徹底

7. 安全管理体制



Table with 3 columns: 役職, 役割, 内容. Rows include 社長, 安全統括管理者, 運航管理者, 運航管理補助者.

安全統括管理者 (2021年6月8日現在) 取締役 営業部長 小室 誠治

次面に続く

安全運航への取り組み

安全に係る設備記載事例

安全な船旅を提供するにあたって、船舶の安全設備や日頃の点検活動についてご紹介します。

船内設備

●救命設備について

最大定員数分(390名)の救命胴衣・救命筏他、救命時の設備を搭載しております。



↑救命胴衣



↑膨張式救命筏



↑膨張式救命筏支援艇



↑救命浮環

●通信設備について

緊急時、海上保安庁の巡視船や他船とも連絡が取れる無線機器や現在地を知らせる機器を搭載しております。



↑VHF国際無線機



↑27MHz帯SSB受信装置



↑衛星電話



↑衛星EPIRB (非常用位置指示無線標識装置)

日々の点検

●発航前検査

船体に損傷がないか、航海計器類・機関室内の機器類は正常に作動するかなどを出航前に点検を実施します。

●船内巡視

航行中、船内に異常がないか見回りをを行います。(知床岬航路の場合、出航時・折返し時の計2回行います。)

●定点連絡通報

各航路の折返し時、入港時等の所定の地点他、海況に変化が生じた場合、陸上の事業所に海上模様等の報告を行います。(知床岬航路の場合、所定通過地点も含め計4回の連絡を行います)

●定期的な非常時訓練

毎年5月、膨張式救命いかだを使用した退船訓練(船から脱出する際の誘導訓練)・浸水訓練(船が浸水した際の対処訓練)・防火訓練等の総合的な訓練を実施しています。月に一度、防火・浸水訓練、救命設備点検等を実施します。

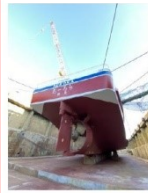


船体整備

5年に一度の定期検査、1年に一度の中間検査を運輸局立会いのもと実施している他、無線検査・救命筏検査・船体検査・運航前検査等の各種検査も毎年実施します。



冬季・夏季の運航終了後、艀路のドックに移動し、船体の塗装他、甲板・機関室内の機器類のメンテナンスを行います。



※安全管理規程・運航基準に関しましては、当HPIに記載しております。